

〈研究ノート〉

社会福祉系移住労働者の公共性

～対抗的な公共圏構築に向けた可能性～

白 春燕

キーワード:社会福祉系移住労働者、親密圏、公共圏

1 はじめに

台湾では2007年に65歳以上の人口が全人口の10.21%(234万人)を占めており、2050年に日本と同じくらいの40%近くになると予測されている。また、2007年の合計特殊出生率(合計特殊出生率=Total fertility rate (children per woman)、すなわち女性が一生に生む子供の数)は1.12で、東アジアの中で一番低く、1960年の5.75人と比べると、数値が激減していることが分かる。(出所:内政部2007年「人口政策白書」)また、内政部統計処によれば、2009年2月末に台湾全国65歳以上の人口が全人口の10.47%(241万人)を占めている。このような高齢化社会の進行の中、不安定な夫婦関係の増加による単親家庭の増加や核家族の増加など家庭内の構造の変化もあり、身障者をはじめ、高齢者、子どもの世話や看護を行う人が極めて不足しているのが現状である。社会介護保障の未整備及び家庭内の介護人手不足などの事情があって、東南アジア各国からどんどん社会福祉系移住労働者を受け入れてきた。但し、社会福祉系移住労働者は福祉が無視され、酷使されている現実から、いろいろなトラブルが引き起こされている。台湾人労働者や産業系移住労働者と比べて、社会福祉系移住労働者に関わる労働条件及び諸権利は保障されていない。社会福祉系移住労働者の仕事場が家庭内という一見「私的」な場所に見えることが、政府が労働条件及び諸権利を設定したときに影響を与えてしまったかもしれない。ここに公共的と私的の間に境界線が引かれていることが見える。但し、「個人的なものは政治的である」という嘗てのフェミニストの標語のように、公共的領域と私的領域は固定したものではなく、対抗的な親密圏が言説の形成によって境界線を動かしていく可能性があるのではないかと思う。本稿では2003年～2006年の間に発生した事件の中で、最も台湾住民の関心を集めた劉俠事件を初め、社会福祉系移住労働者による傷害事件を三つ取り上げて、社会福祉系移住労働者に関わる労働条件などに触れて、

事件発生の原因やその後の発展などを分析する。更に、社会福祉系移住労働者が公共的領域へのアクセスの困難によって不利な状況に置かれることを明らかにし、台湾社会における社会福祉系移住労働者の「公共性へのアクセス」の可能性を検討したい。齊藤純一氏の「公共性」(2000)はアーレントやハーバーマスなど有名な社会哲学者の論述を整理したものだけではなく、現代における「公共性」のリアルな問題を提起して思想家らの議論を問い直しているもので、更に現代実際に発生している「公共性の排除」に関心を寄せているものである。齊藤が「公共性」で提示する「公共圏・親密圏」の観点に従えば、台湾社会における社会福祉系移住労働者の諸事件から対抗的な親密圏の言説の形成の可能性を模索できるのではないかと思う。

2 台湾における移住労働者の背景

- 1989年前 不法滞在移住労働者がすでに存在。
- 1989年 十四項重要建設工程及び六年国家計画を推進するために、「特別プログラム」としてフィリピン、タイ、マレーシア、インドネシアの四カ国の労働者の導入を開始。
- 1991年 産業系移住労働者の本格的受け入れ開始。
- 1992年 社会福祉系移住労働者(ケアワーカー及び家政婦)の受け入れ開始。

出所:曾熾芬「引進低階外勞的國族政治:客工計畫的形成」
(台湾社会学刊32期, 2004年6月)を元に筆者整理。

行政院劳工委员会の労働統計データを基にして移住労働者の人数変化を確認する。

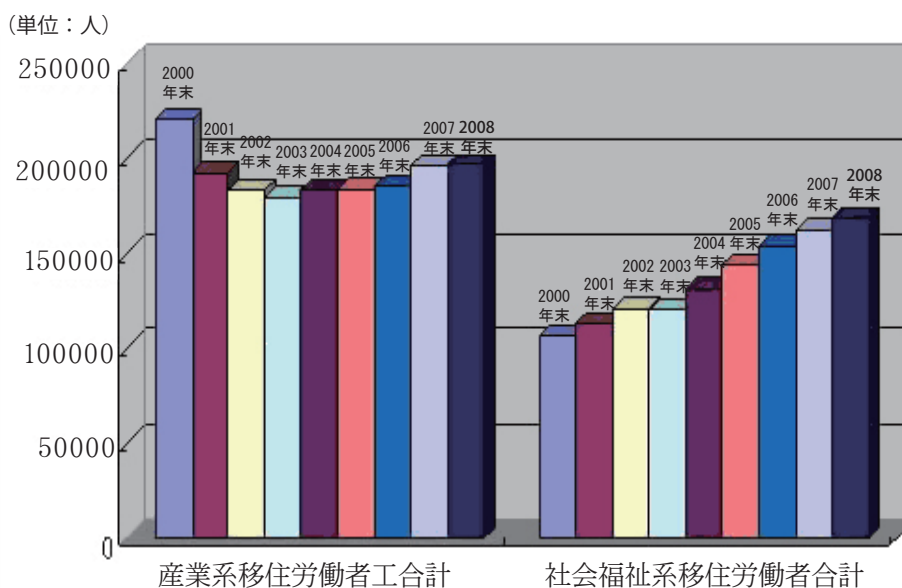
(単位:人)

	合計	産業系移住労働者	社会福祉系移住労働者
2009年 8月末	344,599	170,779	173,820 (ケアワーカー171,462、家政婦2,358)

2009年8月末に移住労働者の人数は34万4599人となり、このうち、社会福祉系はその50%に当たる17万3820人となっている。家政婦は社会福祉系総人数の1%しか占めていない。

		社会福祉系移住労働者 (単位:人)					
	合計	インドネシア	マレーシア	フィリピン	タイ	ベトナム	モンゴル
2009年8月末	173,820	119,234	—	22,296	1,347	30,932	2

社会福祉系17万3820人のうち、インドネシア人は11万9234人であり、全体の68%を占めている。二位はベトナム人の3万932人で、フィリピン人は2万2296人で、第三位である。



年度別で産業系及び社会福祉系の人数を見ると、産業系は人数的には多いほうであるが、社会福祉系は年々増えていることが分かる。

さらに、月別で確認した結果は、2008年7月に移住労働者の合計人数はピーク(37万4147人)を迎えた一方、10月末の世界金融危機によって合計人数が段々落下してきて、結局2009年8月に34万4599人となり、3万人減少した。但し、減っているのは産業系のみである。社会福祉系の人数は減少することなく、2009年4月に初めて産業系の人数を超えた。5月には両者の差がさらに大きくなった。社会福祉系は2008年10月以来の世界金融危機の影響を受けないまま、人数が逆に成長していることは台湾国内の介護需要の拡大を示している。台湾社会では社会福祉系に関わる諸問題に目線を逸らしてはいけない時期が来ているのではないかと思う。

3 社会福祉系移住労働者による傷害事件

1992年の社会福祉系移住労働者の受け入れ以来、社会福祉系移住労働者に関わるセクハラ、妊娠、逃走、虐待などの事件がよく起きてきたが、メディアは注目すべき社会事件として取り扱っていない。その反対に、メディアは雇用主が殺害された事件に光をあて、台湾社会の大きなニュースとしてテレビや新聞で大きく報道している。下記は2003年から2006年にかけて大事件として扱われた事件である。

事件	劉俠/薇娜 (ケアワーカー)	台中王家/ 比西塔(家政婦)	台北南港蔡家/ 阿梅(ケアワーカー)
発生日付	2003年2月7日	2006年9月24日	2006年11月14日
国籍	インドネシア	フィリピン	ベトナム
在台労働期間	一年余り	一年余り	二年近い
雇用主死傷	一人死亡	四人負傷	一人死亡一人負傷
雇用関係	良好	まあまあ	良好
労働状況	年間無休	年間無休	年間無休
判決結果	精神疾患による傷害事件だと判断され、無罪判決が出たが、国外追放処分を受けた。(2003年4月2日・中国時報9版)	懲役八年を求刑された。(2006年11月22日・聯合報)	殺人罪10年、殺人未遂6年を合併執行することで、懲役13年を求刑されま。懲役後に国外追放処分となった。(2008年8月21日・聯合新聞網)

各事件に共通する特徴は雇用関係は良好で、ケアワーカーは年間無休ということである。(出所:TIWA(台湾国際勞工協会), 2006.9.26 声明、2006.11.19、判決結果は筆者まとめ)

3.1 劉俠事件

劉俠(1942年4月12日～2003年2月8日)は関節リウマチによる四肢萎縮など全身多重障害を持っているが、ペンネーム杏林子として台湾の有名な作家となった。1982年に伊甸基金会(エデン)を創設して、身障者のためにいろいろなサービスを提供してきた。1989年に台湾国内73軒の身障者団体を連合して「全国性民間身障者団体連盟組織」(のち、「中華民國身障者連盟」に改名)を創設した。2001年には総統府国策顧問に任命された。社会福祉の先駆者である劉俠がインドネシア人ケアワーカーに「殴られて」死亡したことは台湾社会に大きなショックを与えた。

新聞記事では2003年2月7日、劉俠はインドネシア人ケアワーカー薇娜(VINARSIH)に暴力をふるわれ、翌日に死亡したと報道された。但し、TIWAの声明では、精神不安定な薇娜は

大地震が起こっているという錯覚を持ち、ベッドに横になっている劉俠を戸外へ救出しようと思って強い力で劉俠を引っ張った結果、劉俠が床に落ち、怪我を受けてその後死亡したと主張した。ここに「暴力をふるわれ」と、「救出するために引っ張った」という言葉使用は、読者に全然違うイメージを与えている。新聞記事の記者は完全に雇い主の観点に立って書いたことが分かる。真実をもっと追究しなければ、雇い主に対しても移住労働者に対しても不公平だと思う。

最初から、薇娜は検査官に劉俠に殴りかかっていないと繰り返して述べたほかは、一般の移住労働者と同じように、公開な場で語る機会が与えられない。一般メディアでは社会福祉系移住労働者側の言説は形成されていないことが分かる。移住労働者関係のNPO組織TIWAが薇娜の刑事訴訟事件に協力するために、拘置所に行った。2月26日に「劉俠悲劇を避けよう！家事服務法を定めよう！」をテーマにした記者会見を行った。TIWAが行ったこの記者会見では、薇娜の語りがようやく聞かれた。

「劉俠の体重は65キロで、私にとって大変苦勞。彼女は私に優しくしたし、私も彼女を大事にしているので、休暇は自己意思で放棄したの。この七ヶ月間、去年12月にインドネシア新年の日に公衆電話をかけるために一度だけ外出した。公衆電話ブースが遠かったので、私は必死に走って帰った。彼女の命は私にかかっているのよ。それは分かっているよ。…」

劉俠事件に対して、立法や行政部門の意見は一致した。「労工委員会は移住労働者の精神的病気について把握しにくい」、「移住労働者をできるだけ受け入れないほうがいい」(自由時報, 2003/02/09)、「(当時)労工委員会主任委員陳菊は介護労働者の制度を検討すると言った。」(聯合報, 2003/02/10)、「外国人家事労働者の受け入れ人数は次第に減少するようにする。」(自由時報, 2003/02/10)。政府は移住労働者が台湾へ入る前にすでに精神的病気を持っている場合だけを見て、精神的病気を持っている移住労働者を如何に発見して入国させないようにするかを考えたので、移住労働者の精神的病気に対して「把握しにくい」という発言が出たのである。但し、台湾に入ってから仕事のストレスや休暇皆無などの原因によって精神的な病気が発生した場合は全然考慮されていない。政府が主導した言説によって「社会福祉系移住労働者はよく精神的病気を持っていますよ」などのイメージが与えられ、移住労働者の全体が汚名化された。

司法裁判の結果として、裁判所は精神疾患による傷害事件と見なして無罪判決が出たが、国外追放処分という判決がおりた。

3.2 台中王家事件

2006年9月24日の夜、フィリピン人家政婦比西塔(UBIDO VISITACION MIGUELIU, 32歳)は雇用主王氏の子供3人を包丁で切り付けるなどしてけがを負わせて、王氏は子供を保護するために、彼女から包丁を奪うようにして取り返したとき、負傷した。四人負傷の事件となった。比西塔が逮捕された後、ずっと黙秘していたが、MECO(フィリピン台湾駐在代表処)のメンバーが来てから、ようやくフィリピンの方言で殺人の理由を述べた。食卓にお皿やフォークが並んだのを見た後、急にフィリピンに住んでいる四人の子供が雇用主が雇った殺し屋に殺されたと思ってしまうと、情緒が激しくなり、つい包丁を持って暴れていたと語った。警察側は比西塔が極めて不安定な精神状態に陥っていたと判断した。

ニックネーム「樂飛媽」という女性が台湾ヤフーの無名小站に開いたブログ「雲端閒晃」に事件の翌日に下のように書いてある。(http://www.wretch.cc/blog/cottoncloud/8000791)

「昨日のテレビニュースを見てびっくりした。この社会事件は自宅の左側に隣接するマンションで発生したのだ。テレビに自宅の正門が現れて、そしてよく知っている隣人たちの顔も現れて、本当にショックを受けた。彼女が私の渡した10ドルを受け取った時、感動で泣きそうな顔をしていたことはとても印象的だ。信じられないよ。あんなに静かでやさしいフィリピンメイドさんが包丁で隣人一家を切りつけることは考えられないよ。ニュースによると、メイドさんの発狂による傷害事件だと伝えられていたが、これは本当の事実だろうか。私はその殺人原因は知らないけど、隣人一家は平日メイドさんに結構厳しくしていることは知っている。過大なストレスが溜まってどうしようもない気持ちによる事件かもしれない。」

樂飛媽さんは比西塔のことを「静かでやさしいフィリピンメイドさん」と考えているし、更に、雇い主が比西塔に「結構厳しくしている」ことも指摘した。樂飛媽さんは王家と比西塔の生活様子を実際に見たので、彼女の証言はテレビ局の記者より、もう少し真実に近いかもしれない。

新聞とテレビ局の関係者はその犯行動機を「契約期間が延長されない」ことだと推測した。

職業訓練局及び仲介業者の資料では、2年契約の期限は2007年3月までであるが、彼女は2006年8月に仕事をやめる意志を伝えた。仲介業者の要求で、新しい移住労働者が来るまで働かせられたのである。12月に帰国する予定であった。犯行動機が「契約期間が延ばされない」ことに関係ないのは明らかである。

TIWAが2006年9月26日に発表した声明文には、「検察官やマスメディアは比西塔の『精神疾患』に光を当ててしまって、『現行の健康診査は移住労働者の精神疾患を発見できるか』などの話題についてどんどん議論を始めた。このような問題意識のズレはすべての移住労働者を問題化しながら、移住労働者に関わる政策の問題点の議論を遠ざけた」と述べている。つまり、比西塔がもともと精神疾患を持っていたというように認識されてしまったのである。その一方、彼女が台湾に来てからいろいろな事情によって不安定な精神状態に陥った可能性は検討されなかった。

司法裁判の結果として、2006年11月22日に懲役八年という判決がおりた。

3.3 台北南港蔡家事件

2006年11月14日午前9時ごろ、ベトナム人馮氏梅(ニックネーム:阿梅。26歳)が卒中により行動不自由になった女性雇用主 蔡許碧玉(67歳)を包丁で切り付けて死亡させた事件。息子の妻 頼玉環(23歳)も負傷した。犯行後、阿梅は自分がやったことを怖がって、自殺しようと思って、近くの中学校の建物の4階から飛び降りた。病院に運ばれたときは「助けなんていらぬ」と叫んで治療を断り、犯行も否定した。脊柱損傷により下半身麻痺となった。

阿梅は給料が雇用主に保管されて、半年毎にベトナムへ送金してもらっていた。阿梅は夫にこの給料を使い尽くされることを心配したので、しばらくベトナムへ送金しないことにした。雇用主に保管されているまま、11月に雇用主に再度送金してもらうように頼んだが、雇用主から居留延期の手続きが終わってから送金するという返事が返ってきた。阿梅は雇用主に預けていた給料が取り戻せないことがとても心配で、不眠の夜が続いていた。11月13日の夜、蔡家へ届いた手紙一通があった。ベトナムへ送還させるための航空券やビザが入っているのではないかとすごく心配して、情緒的な衰弱状態に陥った。翌日に雇用主とその息子の妻を包丁で切り付けた事件が発生した。

司法裁判の結果として、2008年8月21日に殺人罪10年、殺人未遂6年を合併執行すること

で、懲役13年が言い渡された。懲役後に国外追放処分となった。阿梅の弁護士は判決が重すぎたと主張しながら、両足が萎縮しつつある阿梅はリハビリテーションが行えるように責付を要請したが、裁判所から検討するという返事だけが返ってきた。

この三つの事件は台湾のテレビや新聞の報道によって台湾住民の関心を集めている。「傷害事件を犯した移住労働者が酷かった」「被害者は可哀そう」などのイメージや感想に止まっている台湾住民が多い。社会福祉系移住労働者が傷害事件を犯した原因はもちろん追及されているが、ただ台湾住民、台湾の雇い主の立場から見た原因が報道されている。社会福祉系移住労働者の立場で事件を捉える観点はメディアではあまり見かけない。これらの事件はすべて移住労働者の「精神的不安定」や「情緒的な衰弱状態」によるものである。その「精神的不安定」や「情緒的な衰弱状態」を引き起こす原因を追求しなければ真実が見えなくなる。24時間労働、年間無休、雇い主との緊張関係、母国の家族と長い間会えない寂しさ等々は海外へ出稼ぎの社会福祉系移住労働者に多大なプレッシャーを与えている。では、なぜ「24時間労働、年間無休」の労働状況に置かれているのか。被介護者は病気や障害によって毎日24時間の介護を必要とするので、政府から他の介護者の支援がもらえない現状では、社会福祉系移住労働者を24時間、年間無休で働かせているのである。社会福祉系移住労働者の労働条件は法律によって保障されていないことが分かる。福祉制度の不整備の中で、被介護者家庭は同じ弱者である移住労働者を圧迫してしまう。弱者は弱者に味方するのではなく逆に非難し、悲劇を引き起こしてしまうのである。ここでは「福祉制度の不整備」という問題を提起しなければならない。

4 NPOの努力

4.1 NPOの各事件に対する行動や主張

4.1.1 劉俠事件に対して

重症患者を看護している移住労働者と同じように、維娜は休暇をもらえないまま看護の仕事に力を尽くした。休暇権利を与えられない家庭職場では、彼女を「狂わせた」直接の原因は「休暇なし」ではないかと思われる。この事件が発生した後、家庭職場への関心の向上及び介護者と被介護者の権益保護のために、2003年に多くの移住労働者応援組織が「家事服務法

推動聯盟」(Promoting Alliance of Household Service Act, PAHSA)(2007年に台湾移工連盟(MENT)に改名)を結成した。「家事服務法」の立法を促進するために、デモや集会、宣伝、労働教育、連署など具体的な行動が行われている。2003 年末、台湾移工連盟(MENT)は台湾初めての移住労働者集会を呼びかけた。その後、2年に一回の移住労働者集会が定着している。移住労働者が主体として活動しながら台湾人を集会に誘うような形になった。

4.1.2 台中王家事件に対して

2007年3月8日に自分の娘へ書いた手紙「親愛的小樹(親愛の小樹ちゃんへ)」で、TIWA秘書長顧玉玲氏は下記のように述べている。

「比西塔は台湾に来てからもう一年半を経たが、一日の休暇も与えられなかった。社会支持システムから隔絶された休暇なしの生活では、異郷人が受け取ったストレスの重さは想像できない。彼女を極めて不安定な精神状態まで追いつめた原因は台湾の移住労働者政策である。彼女は仲介業者の仲介費用を払うために多額の借金をしていた。一旦台湾に来たら自ら雇用主を変える権利もないし、休暇なしの不合理的な状況に置かれても法律の保証も貰えなかったのである」

ここに政府の福祉制度の不備以外に仲介業者の悪質な行為も指摘された。現行民間の仲介業者は顧客である雇い主に対して移住労働者という商品を販売している。仲介業者は自分の利益を守るために、雇い主の意見を大いに尊重している一方、移住労働者に合理・不合理的な要求を出している。仲介業者の問題も顧玉玲氏が指摘した「台湾の移住労働者政策」に起因するのである。

また、支援団体の立場として2006年9月26日に発表した声明文には、TIWAは「多額な仲介費を払って台湾に来た移住労働者にとって、『繰上げ解約』は金銭の損失を意味する。どうしても乗り越えられないトラブルがなければ、簡単に『やめる』ことを口にするのはしない。雇用主は移住労働者の休暇と帰国に対して絶対的な制御権を持っている。マイノリティとしての移住労働者は自発的に辞めても、他の雇用主への変更は出来ない。但し、そのまま帰国することも許されない。比西塔を発狂させて殺人を犯させた原因は台湾の移住労働者政策の問題にある」と述べている。この声明文は同じく「台湾の移住労働者政策」の悪さを指摘した。台湾社

会の弱者は移住労働者に対して「絶対的な制御権を持っている」ことは、なにか違和感が感じられる。ここに弱者の階層化が見える。弱者には階層が存在しているかどうかは別にして、弱者が弱者を圧迫することはとても悲しいことではないかと思う。どんな弱者でも政府によって保護されるべきであり、弱者同士は互いに協力すべきだからだ。

4.1.3 台北南港蔡家事件に対して

2008年9月10日に台北南港蔡家の判決に対して、TIWA秘書長吳靜如氏は下記のように述べている。

「2008年8月21日午後4時、士林地方裁判所の判決がおきた。『殺人罪10年、殺人未遂6年を合併執行することで、懲役13年に処す。懲役後に国外追放処分』。裁判官は車椅子に乗っていた阿梅に『阿梅、分かりますか。』と聞いたが、彼女は無表情のまま『分かった』とうなずいた。その後、裁判官と弁護士との話し合いの中で、彼女は何度もうなずきで返した。彼女が頭を横に振ったことは一回しか見なかった。それは自殺未遂で治療を断ったときである。その後はうなずきばかりであった。彼女が「分かった」のは判決の結果だけではなく、過去に直面した状況は本当に理解できないことも分かったのである。当時、契約期間が延ばせないとあって、雇用主に預けていた2年間の給料は取り戻せるかどうか心配していた。お金がなくなったまま帰国したら、子供達はどうする？村の人々はどんな口を言うか？心配に心配を重ねて四五日も眠れなくて、最後にぼんやりしてしまった。意識を取り戻したとき、自分が恐ろしいことをしたことにびっくりし、自殺しようと思って4階から飛び降りた。」

吳靜如氏が阿梅の立場から書いた文章である。この代言の文章は阿梅の観点とはどのくらい合っているかは確認できないが、一般メディアの報道以外に別の観点を提供してくれた。

これはまた台中王家事件と同じ悲劇である。TIWAを初めとする台湾の移住労働者支援団体は劉俠事件の後で社会福祉系移住労働者による傷害事件に関心を持ちながら、真実を探って考案した対策を実行するように政府に催促している。NPOたちが考案した対策である労働者版「家事服務法」の立法がなかなか実現されない現状で、台中王家事件や台北南港蔡家事件などの悲劇は引き続き発生した。これは劉俠事件を単一事件と見なしてはいけないこと

の証である。

4.2 「家事服務法」

産業系移住労働者は労働基準法が適用されているが、社会福祉系移住労働者は労働基準法が適用できないので、何の保証も与えてもらえない。台湾移工連盟(MENT)は「労働基準法を適用しよう」という主張で政府に要求したが、劳工委員会は「家庭は個人的、私的領域の場所で、ケアワーカーと家庭メイドの工作时间や休憩時間の認定が難しい」を理由として、労働基準法の適用を否定した。「労働基準法の適用」を断念した後、「家事服務法の立法」という主張を出した。家事服務法はすでに存在したが、労働基準法のような特別法ではなく、強制力を持たない法律である。このような家事服務法は社会福祉系移住労働者の労働権利を守れない。

4.2.1 家事服務法の立法重点

- 一、特別法として立法する。
- 二、社会福祉系移住労働者のプライベート権利を保証する。
- 三、社会福祉系移住労働者に強制的に健康保険及び労働者保険に加入させる。
- 四、雇用主の労働契約中止の条件を明らかにする。
- 五、社会福祉系移住労働者に自ら労働契約を中止する権利を持たせる。
- 六、雇用主がブローカーを経由しないで、直接賃金を社会福祉系移住労働者に支払う。
- 七、社会福祉系移住労働者の休憩時間を明らかにする。(7日に1日の休暇)
- 八、社会福祉系移住労働者の言語不利条件から保障する。
- 九、労使權益講習を強化する。
- 十、セクハラを予防する。
- 十一、政府が休息介護 (respite care)を提供する。
- 十二、労働者權益訴訟基金を提供する。
- 十三、違法な雇用主の処罰を強化する。
- 十四、社会福祉系移住労働者が雇用主転換期間に台湾人労働者と同じように失業手当を受け取る。

家事服務法の訴求は14点ある。台湾移工連盟(MENT)は特別に「7日に1日の休暇がほしい」や「休息介護がほしい」の2点を取り上げてデモ活動を行った。社会の目線がやっとやや社会福祉系移住労働者に向いてきた。こんなデモ活動や主張の目的対象は当然政府であるが、一番早く反対の声を出したのは身障者団体であった。台湾移工連盟(MENT)が思いつかなかった反応であった。被介護者である身障者などが家事服務法を反対する理由としては、雇用主自身の権利が損なわれるのみならず、7日に1日の休暇や休息介護を提供することは、別の費用で台湾人家政婦を雇わなければならない。介護費用の支出が高くなる恐れがあり、経済的な負担がいっそう重くなるのである。結局、マイノリティ同士(介護者である社会福祉系移住労働者v.s.被介護者である身障者)の対立を起こした。

4.2.2 休息介護

衛生署より提供されている「休息介護」は介護者を休息させるために、被介護家庭の申請により休息介護を提供している。認定作業があるので、被介護レベルによって週に1~5日、毎日2~4時間などそれぞれの時間数が分けられる。認定で合格した場合、政府が雇用した家政婦が家庭へ行って介護サービスを行う。その家政婦の雇用費用は全部政府が負担する。但し、ここの「被介護家庭」での介護者は家族や台湾人家政婦という条件が付けられた。つまり、社会福祉系移住労働者は休息介護に適用できない。被介護家庭は社会福祉系移住労働者を雇った場合、休息介護の申請が許されない。この条件によって移住労働者を年間休暇なしの状況に陥れてしまう。なぜ社会福祉系移住労働者だけ休息が要らないのかは一般のロジックでは理解できない。政府はどんな理屈で禁止したのか分からないが、社会福祉系移住労働者は人間として扱われていない事実が見えてきた。政府だけではなく、一般の台湾人もおそらく社会福祉系移住労働者を差別していると思われる。

5 齊藤純一の「公共性」

5.1 公共性

齊藤純一の「公共性」によれば、公共性という言葉の主要な意味合いは下記である。

- (1) 国家に関係する公的(official)なもの
- (2) 特定の誰かにではなく、すべての人々に関係する共通のもの(common)。
- (3) 誰に対しても開かれている(open)

公共性とは閉じた領域である共同体ではなく、誰もがアクセスを拒否されない空間である。但し、実際には排除が行われている。人種、階級、性別問題は雇用主の私的場所に閉じこまれ、社会へのつながりが中断され、孤独の存在(他者に見られ、他者に聞かれるという経験を失う)となっている。まさに「マイノリティとして自らを理解し、自らの公共圏を作り出していくための最低限の資源がなく、そのような人々は、公共的空間から最も隔たったところに位置している」境遇に陥っている。現在の台湾では、社会福祉系移住労働者の仕事場である家庭は私的場所と見なされて、公共性から排除されている。台湾の市民権が与えられない社会福祉系移住労働者は台湾社会で自分の権利が守れないし、発声の手段やルートも作られていない。一体どうやって「公共性へのアクセス」が出来るだろうか。

齊藤純一の議論によれば、「公共性へのアクセス」のプロセスとして人々の具体的な生/生命に配慮するという「親密圏」はまず形成される。次いで、新しい言説を提起できる「親密圏」は「公共圏」へ転化される。すなわち、「親密圏は同時に公共圏の機能を果たすこともある」のである。対抗的な公共圏が言説を提起して支配的な公共圏を初めとする他の公共圏の言説に影響を与えることによって公共性へのアクセスが実現できる。ここで社会福祉系移住労働者を例として齊藤純一が提示した「公共性へのアクセス」のプロセスを検証しよう。

5.2 公共圏・親密圏

齊藤純一は公共圏について、人々の間にある共通の問題への関心によって成立する言説の空間で、政治や社会について自由に議論をたたく場と定義している。また、親密圏を「具体的な他者の生/生命への配慮によって形成・維持される」「親密圏の他者は(1)見知らぬ一般的な他者、抽象的な他者ではない。(2)身体性をそなえた他者である。」と定義している。さらに、『政治と複数性—民主的な公共性に向けて』では、下のように親密圏をより詳しく論じている。

親密圏は具体的な他者の生への配慮／関心を媒体とするある程度持続的な関係性であると定義することができる。まず、具体的な他者とは、一般的な他者とは異なって人称性を帯びた他者であり、そうした他者との関係性は「他ならぬ」という代替不可能性を幾分かは含んでいる。次いで、生への配慮／関心が人々の関係を繋ぐということは、具体的な他者のほとんどは、身体性＝物質性をもった存在者であり、私たちはそうした他者との間に身体的な関係性を生きることによって、その生の必要や欲望や困難に否応なく曝される。

狭義的な親密圏は家族に限定されてしまうけれど、近代社会における親密圏の形態はいろいろあり、家族はただ親密圏の一つの形である。例として「セルフグループ」の形が上げられる。「これは同じような生の困難を抱えている人々、同じような否定的な経験に曝されやすい人々が、孤立のうちに困難を抱えつづけねばならないという苦境を打開するために形成する集団である」(斉藤純一:2008)。たとえば、社会福祉系移住労働者が公園で行動不自由の雇用主を介護しているとき、他の移住労働者と会っている。介護の仕事をしながら、お互いに遭遇したことや出来事を話して、相手に配慮／関心を払っているこの二、三人はとりあえず親密圏が形成される。移住労働者は雇用主の家庭に介入しているが、お互いに相手に配慮／関心を払っていないので、生活空間の親密性があっても、親密圏の範疇になかなか入れないことをよく見かける。滞在年数の制限や永住権がもらえないなどの事情によって、移住労働者の間には複数の親密圏が作られているが、自ら言説を提起して公共圏へ転化できた例はあまり聞いていない。同じ東南アジア出身であるが、台湾新移民として嫁に来た外国籍配偶者が積極的に親密圏を作り出して、公共圏へ転化した例がある。十数年前に台湾南部の美濃で中国語を勉強するため「識字班」に参加した外国籍配偶者たちの間に「外国籍配偶者」親密圏が形成された以外に、同じ「識字班」に参加した台湾人年寄りとの間には「中国語の弱者」親密圏も形成された。この二つの親密圏から「台湾南洋姉妹会」グループへ発展して、自分が多元文化のキャリアとして台湾人に東南各国の文化を認識させる活動を行っている。

5.3 言説の資源

斉藤純一は、「『私的なもの』として語られてきた事柄を『公共的なもの』として再定義しよう

とする場合、一人一人による発散的な異論の提起には限界のあることが多い。……『言説の資源』という点で劣位にあるマイノリティにとっては、そうした限界に挑むうえで、自分たち自身の言説空間を創出することが有効である」と述べているが、「自分たち自身の言説空間を創出する」方法がなければ、創出できない可能性が高い。移住労働者の間には複数の親密圏が作られているが、公共圏へ転化できないのは言説の提起ができないからである。言説の提起ができない理由は「言説の資源」に関わる。人前に出ても恥ずかしくないような衣服や靴の着用などは言説の資源と言えるが、ボキャブラリー、言説のトーンなどの問題にも関わっている。また、もっとも重要なのは、公私の区別をわきまえ、公共の場にふさわしいテーマを語らなければならないという暗黙の規範的要求の問題である。教育、自由時間、情報能力などの格差により問題を抱えていて公共的空間にアクセスする時間や余裕がない。言説の資源は公共性への実質的なアクセスを根本から左右するので、言説の資源に乏しい親密圏は公共圏が形成できないし、公共性へのアクセスも出来ない。

齊藤純一は、「自らの言葉が他者によって受けとめられ、応答されるという経験は、誰にとっても生きていくために最も基本的な経験である。この経験によって快復される自尊あるいは名誉の感情は他者からの蔑視や否認の眼差し、あるいは一方的な保護の視線を跳ね返すことを可能にする。自己主張をおこない、異論を提起するためには、自らがいる場所では肯定されているという感情がおそらく不可欠である。」と述べている。この「自らが肯定されている」と感じられる「ある場所」は自然的に形成される親密圏があり、親密圏の生きに配慮している人々が親密圏のメンバーに協力して形成されるグループもある(例えばNGO・NPOのメンバーなど)。そこを拠点としてより広がって発展していきながら、自分の関心に関わる言説が提起できて公共圏を形成するわけである。台湾では、「外国人配偶者」親密圏ではメンバー自身が自ら公共圏を形成している。その一方、「移住労働者」親密圏の、永住権利、公民身分などの欠乏によって言説の資源に非常に乏しい現状は、まさに齊藤純一が述べている「非常な努力によってその資源を自ら創り出していくことが必要になる」という状況に置かれている。前述の台湾移工連盟(MENT)が劉俠事件発生以来、社会福祉系移住労働者が置かれた労働条件及び諸権利を検討して、事件発生の原因が「台湾の移住労働者政策の不整備」にあることを明らかにした。その後、台湾移工連盟(MENT)が政府に「労働基準法を適用しよう」や「休息介護の提供」などの主張を訴えた。これらのデモ活動や新聞記事を通して政府及び台湾住民の関

心を集めているし、立法機構では家事服務法の立法について検討したこともある。現時点では家事服務法はまだ立法されていないが、台湾移工連盟(MENT)は引き続き家事服務法の立法のために頑張っている。このように、社会福祉系移住労働者の生きに配慮している台湾人がNPO・NGOなどの形で主導的な役割を果たして有効な言説の資源として取り込んでいるので、「自らの声が聴き取られ、応答される場」としての「公共圏」がようやく創出しつつある。

5.4 対抗的な公共圏と支配的な公共圏

対抗的な公共圏は支配的な公共圏に対してマイノリティの政治的な抵抗を行っている存在である。台湾社会には移住労働者や外国籍配偶者、身障者、原住民などの対抗的な公共圏が形成されている。移住労働者という対抗的な公共圏は言説を提起してマジョリティである支配的な公共圏の言説だけではなく、同じマイノリティである身障者公共圏にも影響を与えているのが見えてきた。

移住労働者公共圏は家事服務法の立法を促進するための過程では、最初は政府と正面的に対抗していたが、結局、身障者団体や婦人団体などの公共圏が家事服務法の立法に反対する声が出てきた。身障者団体や婦人団体などにきちんと説明しながら、コミュニケーションを行ったうえ、だんだん理解して、賛成する団体が増えてきた。政府は介護者及び被介護者に関する制度を再編成し、利用しやすく公平で効率的な社会的支援システムを構築すれば、介護者と被介護者との対立が解消できるはずである。有識者であるNPO/NGOメンバーは自分自身の知識や経験を生かして、他の公共圏とコミュニケーションを取って共通意識を持たせれば、お互いの幸福のために協力して国家に健全な介護制度を要求することが出来る。但し、ここで注目したいのはこの公共圏の主体は一体誰だろうか。移住労働者は長く台湾に滞在できない現状で集結の困難という問題に直面しているまま、主体として言説を提起するための運動に参加しても運動が終わったら、もう主体でなくなる。その一方、台湾人であるNPO/NGOメンバーは永住権を持っているので、社会運動やデモなどが終わっても引き続き知識や経験を累積して対抗できる言説を絶えず提起して移住労働者という主体が加入できる環境をいつでも保っていることはとても大事である。台湾人であるNPO/NGOメンバーはこの公共圏のもう一つの主体だと言える。このもう一つの主体がなくなると、本当の主体は言説を提起したくても、出来ないまま終わる可能性が高い。

5.5 言説提起の結果

この公共圏が言説を提起して以来、政府は変化しつつある動きを見せている。例えば、2008年7月16日、TIWAと国会議員林淑芬は《家事服務法》の立法を促進するために、立法院で公聴会を行った。各政府部門や社会福祉団体、専門家などは各自の意見を述べた。「介護公共化」は共通意識であるが、社会福祉系移住労働者の労働権利保護についてそれぞれの意見が一致しなかった。衛生署の結論としては、移住労働者を雇っている家庭は現行の「休息介護」サービスの対象外とされていることは「排除条項」と見なし、行政院の「長期介護十年促進グループ」へ提案して検討させるようにしている。2011年に長期介護保険を実行する予定の「わが国長期介護十年計画(我國長期照顧十年計畫)」計画書(<http://sowf.moi.gov.tw/newpage/tenyearsplan.htm>)には「社会福祉系移住労働者の申請者も長期介護の潜在的な需要者なので、社会福祉系移住労働者の媒介作業も地方政府所属の介護管理センターの業務の一部にするべき」と明確に掲載されていた。また、2009年9月2日に労工委員会も移住労働者の雇用主変換に関する規定「外国人雇用就職服務法46条」を改定して公布した。2009年9月3日以降、新しい雇用主への転換期間は申請によって延長できるようになった。また、移住労働者が仲介や雇用主の侵害によって雇用を中止させられた場合、申請の回数制限はない。(2009年10月3日、四方報)

「対抗的な公共圏において形成され、それから提起される言説が支配的な公共圏をはじめとする他の公共圏の言説にどのように影響を与えるかは一義的にはいえない」というように、家事服務法が最後に立法できるのか、それともそのまま消えてしまうのかは分からないが、言説提起は一定の影響が残される。「支配的な言語を用いながら意思形成・意思決定の空間に参入し、問題の認識と共有を求めていく場合」は、社会福祉系移住労働者の労働条件及び諸権利は立法や政策改定など政府による関与によって保障される。このときは、NPO/NGOたちの努力が公私の境界の変化をもたらした証明である。これはNPOたちが求めている理想である。但し、「狭義の政治過程から離れて」立法が出来なくなる場合もある。このとき、公私の境界が変更しないが、「文化のコードを書き換えていくような新しい解釈やパースペクティブを提起していく」ことによって、台湾人が社会福祉系移住労働者をもっと理解できるようになり、雇用主が社会福祉系移住労働者を人間として扱ってお互いに幸せになれるように頑張っていくことが想像できる。すなわち、言説提起の目の前の結果は理想的ではなくても、台湾の中に何か

の変化がもたらされる。台湾社会の公共性がこの言説提起の文脈によって再定義されることは間違いない。

(Pai Chun-yen 東海大學日本語文學系 碩士班)

注：

- 1 家事服務法推動聯盟に加入したメンバー:台湾国際勞工協会、工人立法行動委員会、天主教希望職工中心、高雄海星社会服務中心、天主教新事社会服務中心、中國イスラム教協会、天主教移住労働者支援グループ、天主教新竹教区移住労働者服務中心、台南ローズ国際社会服務中心。
台湾では、天主教堂と協会に属している非政府組織は移住労働者に法律情報や協力を提供する主な機構であるが、労働者社会運動団体出身のTIWAはその例外である。(藍佩嘉、2008、P225)

参考文献：

- 吳靜如(2005)『在公民權之前 Before / Beyond Citizenship』世新大學社會發展研究所第二屆「跨界流離」學術研討會
- 吳永毅(2007)『無HOME可歸:公私反轉與外籍家勞所受之時空排斥的個案研究』《台灣社會研究季刊》第66期
- 吳永毅(2007)『外勞遭受之空間性社會排斥的理論社會初探』苦勞網
- 齊藤純一(2000)『思考のフロンティア 公共性』岩波書店
- 齊藤純一(2008)『政治と複数性—民主的な公共性に向けて』岩波書店
- 藍佩嘉(2008)『跨國灰姑娘:當東南亞幫傭遇上台灣新富家庭
Global Cinderellas: Migrant Domesticity and Newly Rich Employers in Taiwan』行人出版社

参考インターネットサイト：

行政院主計局<http://www.dgbas.gov.tw/>

苦勞網<http://www.cooloud.org.tw/>

台灣勞工國際協會<http://www.tiwa.org.tw/>

內政部全球資訊網<http://www.moi.gov.tw/home/home.asp>

勞委會勞工資訊網 <http://www.cla.gov.tw/>